

Title	日本における近代化の促進と阻害に関する精神的考察
Sub Title	Die geistesgeschichtliche Betrachtung über etwas Förderndes und Störendes in der japanischen Modernisierung 日本に於ける近代化の促進と阻害に関する精神的研究
Author	西村, 皓(Nishimura, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1964
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.4 (1964.) ,p.35- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：日本の近代化：論文 表紙のタイトル: 日本に於ける近代化の促進と阻害に関する精神的研究
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000004-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『日本における近代化の促進と阻害に 関する精神史的考察』

Die geistesgeschichtliche Betrachtung über etwas Förderndes und
Störendes in der japanischen Modernisierung

西 村 皓

Hiroshi Nishimura

序 論

問題の所在とその研究方法

この論文のテーマに示されているように、私は「日本」における「近代化」という歴史的現実のなかで、何が、何を、いかにして「促進」したか、そしてまた、何が、何を、いかように「阻害」したかを、歴史を人間精神の発現の過程とみる立場から究明してみたいと思う。いうまでもなく「近代」とは何か、そして日本における「近代」、「近代化」とは何か、これを明確に規定することは極めて困難である。仮りに「近代」というもののパターンがあるととしても、現実の歴史というものは、それぞれの土地柄、国柄に沿って多種多様な仕方で生き、展開してきている。だから、「近代」というものが、仮りに「これこれしかじかの性格をもち、こういう形態をとるものだ」といつてみたところで、それがすべての国の近代的性格に当てはまるものとはなりえないではないだろうか。また一つの国について考えてみても、一口に「近代」とか「近代化」といつても、これを一律に論ずることはできない。たとえば政治の上で近代の政治といえるのは一体どんな組織機構をもち、どんな政治理念をもったものをいうのか、また経済の上で近代的経済とは一体どんな形態を指しているのか、また思想や学問の上で近代的なそれとは一体どんな内容のものをいうのか、これらの諸事実が、一つの国のなかで、必ずしも同じ発展度において展開されたことはまづないのではないか。それらが互いにチグハグに発展していつておって、何かしら全体としての方向が、「近代的」の方向に向って進んで

いるというようなことで、だいたいいついつの何の出来事なり事実を中心に、その前後どの辺かまでを「近代」と称し、その間の国中の努力と阻害の過程を総称して「近代化」というのであろう。

このように考えた上で、さて日本における「近代」は一体いつからいつまでをいうのだろうかとか、そしてまた、一体「日本」の「近代化」とはどういうことなのだろうかということ、あらためて省みると、これはまた大変複雑なことである。所謂封建的幕藩体制の動揺から、倒幕を経て、明治政府の絶対主義的政治体制にいたる過程をみても、その内容は全く複雑極まるものであって、農業、商業、工業、学問、それも儒学、洋学、心学、国学、そして宗教の問題、キリスト教、仏教、神道などあり、さらには農民運動、幕府ならびに諸藩の改革あり、また外国貿易など幾多の国際的諸要件がわが国に迫り来り、まさに内憂外患、幕府もまったく応接にいとまのない状態であった。大ざっぱに上に挙げた事柄が、さらに多くの、個々の要因によって規定され、そうした幾千幾万とも知れぬ細い糸が互に絡み合って複雑な様相を呈しつつ、時の流れとともに、新しい時代を迎えるにいたったのであった。

われわれの社会には、いつもいろいろの機能が相互関連的に作用し合っており、それらが互に交錯しながら社会生活というものを形成し、押し進めたり引き戻し合ったりしている。つまり社会の各機能、政治、経済、宗教、学問、芸術といったような社会の諸機能が互に関連して現われて歴史の流れというものをあらしめているわけだから、われわれの歴史をみる態度は、根本的には関連的な洞察の立場に立つものでなければならぬと思

う。政治の領域におけるある一つの現象も、やはり経済の領域にも反映するであろうし、またその逆に政治の領域に経済の面が反映することもあるであろう。またさらにそれらは思想文化の面にも関連し影響を与えるであろう。従ってその時代の様相というものを明確に把握するためには、最も適切な資料を示し、そしてそれを通してその時代の諸相の実態を認識するのてなければならぬであろう。そして勿論、いかなる資料を最も適切と認めるか、さらにそこに選ばれた資料をいかに使用するか、いかに判断し評価するかによって、同じ歴史事実に対する見方、評価が異ってくるであろう。これが最も重要な問題であると思う。

私は端的に歴史を精神史とみる立場からこの論文のテーマに取組みたいと思う。歴史を精神の歴史とみる立場は、諸々の問題、疑点を含みながらも、年来私の歩んできた道であり、態度であった。いまこの態度の解明につきやす紙数を与えられていないし、またそれに相応しい場所ではないから、そのことについて詳説するつもりはないけれども、ごく大ざっぱに私の研究方法について表明しておくのは、私のなすべき当然の義務であるように思う。

私たちの生活するこの地上における諸々の出来事というものは、表面上はそれぞれに個別の形をとって現われているけれども、それらをかくあらしめている内的のもの、たとえば思想とか理念とか精神とかいうものはある意味で一つの連続性をもって生き流れつづけてきているように思われる。それはどういうことかといえば、思想とか理念とか精神、これを一括して「生の内面性」とするならば、この生の内面性は、現実のわれわれの生活においては、それ自身を外的なある一つの形態に現わすという仕方では自己を表現する。たとえば法律とか制度とか組織というように具体的な形をとって現われており、しかも、やがてそれら法律とか制度とか、単に形式だけとなって、その精神が活かされないままに存続するや否や、そのことに対する批判や反省が行われて新しい考えが抬頭し、その新しい考えが一般の生活人の支持を得るようになれば、いままで行われてきた形式だけの法律や制度があらためられ、それに代ってその新しい考えを示すに最も相応しいと思われる形の法律や制度がつくられるようになる。このことは歴史がすでに明らかに示しているところである。具体的個物としてのこれらの歴史的事実は、一度消滅すればそれはそれまでのことであるが、それらをしてあらしめていた「生の内面性」は、いつも新たな形で自己を具現してきている。その間「生の

内面性」としての思想や理念が断絶したような様相を呈したこともあるが、私はそれは「断絶」ではなくして「転換」ないし「転回」であると思う。幾多の迂余曲折を経ながらもわれわれ人間の「生の内面性」は、時間的経過のうちに出没する歴史事実の根底をよどみなく流れつづけて現実に至っていた。

こうした考え方は、すでにヘーゲルの歴史哲学において、さらにはゲーテの Urform (原形) と Erscheinungen (諸現象) との関係のなかに見出されるが、私は一つの仮設として理念的なものを立てて現象を理解するけれども、その仮設は必ず資料によって根拠づけられなければならないと思っている。この点で天降り式の、上からの事実説明という仕方に終始することには同意できない。ヘーゲルは、絶対理念の自己実現という形で現実を説明しようとした。しかし絶対理念は彼の観念哲学の論理的大前提として論理的に要請されたものにすぎないではないだろうか。それは果してわれわれの生活経験のなかから、それなくしては生活を実践することもできなければ、また生活を思惟することもできない必然の根源として要求されるべき性質のものなのであろうか。デルタイはすでに自己の哲学から絶対理念、絶対精神のヘーゲルにおけるような個有の位置を排除し、ヘーゲルの絶対精神を客観的精神のなかに包含させたのであった。すなわちヘーゲルにおいて絶対精神の範疇にあった哲学、芸術および啓示された宗教は、デルタイにおいては客観的精神としての法、道徳性、家族、市民社会、国家、制度などと同列に置かれたのであった。法とか道徳性たとえば善悪というようなこと、そしてまた家族、社会、国家、さらには哲学、芸術、宗教というようなものは、われわれの内なる意識が、ある程度の普遍性をもって結果された形で外に具現されたものであろう。つまりいってみれば、われわれの生命の、生活意識の外化されたものであり客観化されたものがそれぞれの法であり、道徳であり、制度であり、哲学であり宗教でもあると考える。それはある程度の普遍性をもって現実にもつものであるが、絶対不変のものとして永久に同じ力をもってわれわれの生活を規制することはできない。それはすでに歴史が立証しているところである。またこれらの法とか、道徳観念とか、制度とか、思想とかいうものは、歴史の上ではそれぞれが史実、史料、記録など客観的な形となって残されている(勿論そのある部分は消失したり客観化されずじまいになっていると思うが)。

ある個人の、またある時代の思想とか法とかいうものは、その人の、またその時代のある人たちの内なるもの

の外化されたものとして理解されねばならないと思う。しかもそれらはいづれも客観的な時間の相の下に現わされたものである。それはいまのわれわれにとって、われわれがそれを手にとって歴史的考察の対象としないかぎりにおいては、単なる“もの”にすぎない。それはわれわれとは縁のないもの“fremd”なものにすぎない。それがわたくしにおいて歴史的知識となるためには、それらがわたくしにおいて意味づけられるのでなければならない。単に紙上に記録された史実や史料が、わたくしの歴史的考察のなかで、なんらかの意味においての歴史的認識の要素として、それぞれの歴史的現実やその影響についてわたくしに語りかけるのでなければならない。このことは史実や史料をいかに扱うか、いかに解釈するかという問題になるのであるが、同時にそれは歴史というものをどうみるかの問題にもつながるであろう。たとえば、歴史には「見えない要素」としての理念が根底にある、とみる立場なども歴史の認識における有力な立場の一つであろう。ヘルダーやフムボルトウがそれである。しかしこの理念は、もとより、世界と歴史のうちに措定される客観観念論的ではあっても、その措定の根拠はむしろ主観的であり、認識の根拠は情緒的である。これに対して、歴史研究においてあくまで厳密な客観的方法に則しつつ、しかもその奥に秘められた、歴史の内なる理念の力を見出そうとしたのはランケであった。彼は歴史を観念論的に構成する立場を排した。このことはしかし、歴史的な事件に、見ることでできない神秘的な系を求めようとする歴史哲学を不必要とし、不可能とするためではなく、先天的歴史的構成は、必然に現実の意味を曲げるからだ、という考えから出ているものである。ランケは、特殊の直観より、普遍的合法則性の予測にいく経験的リアリスムスの立場をとったわけであるが、しかし彼は、この普遍的なもの予測において、単なる経験的以上のものをもったのであった。つまり彼は、歴史のそれぞれの時代における支配的な傾向を見てとり、そこに指導的な理念あるを認めたのであった。歴史の資料そのものは、程度の差こそあれ、すべてこの理念の力のもとに配せられなければならない。つまり資料の内的評価、価値判断は、この理念に発する見地から明らかにされなければならない、と考えたのであった。⁽⁴⁾だがこのランケにして、やはり究極のところ、その歴史観は、経験的個人を超えた神的理念の立場に支えられていた。人類の発展の多様な相は、人間が考えている以上に、より大きな法則（神的理念）に従って、秘めやかに前景に現われる、と彼は考えたのである。これに

対してデルタイは、現実の人類の多様な発展を、そのあるがままに承認し、個性の異別性とその連関のうちに、歴史性の本質をみて、これを超経験的絶対者の手にゆだねることを拒んだ。彼は歴史における事実性をあくまで尊重する。しかし歴史において占める「事実」の地位は高いが、その「事実」がいかにして生れたかを考えるならば、「歴史」は単なる「生起」ではなくして、つねにみづからのうちにゾレンを蔵することにおいて生きていることを知るであろう。歴史のなかには、いつも何かを求めてやまない人間の素材ではあるが強い意欲が働いている。こうした人間の内的活動性が結果されて、ある一定の方向へ向って人びとが歩むとき、そこに第三者をして、何か指導的理念のあるの感ぜしめるのであろう。しかし、もしそれが感ぜられるとしても、それはかかるものとして最初にあって、それが人びとを動かしているのではない。むしろ人びとの自己に忠実な生活の営みの結果として、その生活とともに生れ、その生活とともに働いているものなのである。かりにこれを生活の理念と呼ぶならば、それは生活の前方にありながら、しかも生活を内から働き動かすものとして、むしろ生活内在的のものである。歴史的現実とは、かかる生きた人間の力によってあらしめられているものとみなければならないと思う。

以上のように考えるところから、私自身の、歴史そのものの見方に関する所謂史観はおのづから規定されてくる。すなわち、歴史は、人間の生活の過程であり、就中人間の向上的意欲を中心とする人間と人間、人間と客観的精神とのあくなき葛藤の過程とみる。この立場からして、またおのづから私の歴史叙述の態度も根本的に制約されてくるであろう。すなわち私はその時代、その社会のそれぞれの個性をつかみたい。歴史における一般的法則よりも、その時代、その社会の個有の意味を把握することの方がより一そう私の関心をそそるのである。従って、その叙述の様式においては、個性化の力、精神状況の諸特殊相、ある理念の多様性の理解、これらのことを歴史の諸要素の関連的全体を基礎として明らかにするというやり方をとるであろう。そしてこの様式を意義あるものたらしめるために、私はとりわけ歴史における資料を慎重に扱わなくてはならない。なぜなら、この様式において歴史を捉えんとするとき、歴史の主観的把握に墮する危険性が甚だ多いからである。私はこの点を充分に注意して、幕末におけるわが国民各層の生活を、実際の動きを通してその底にひそむ彼らの生活意識をはっきり捉え、彼らがいかなる期待と不安のうちにその時代を生

き抜いていったかを知りたいと思う。水槽に突込んだ一本の棒は、われわれの感覚には曲った形として捉えられるであろう。しかし何故曲って見えるのか、それを知らんとする心が科学する心であり、その理由をつきとめることが科学的認識というものであろう。幕末から維新にかけての日本の歴史の諸問題は、その各専門家によってすでに研究しつくされているかもしれない。私はこの領域の研究に関してはまったくの素人である。従って私には何の定見もない。勿論このような素人の私の探索などは到底専門家のそれに及ぶべくもないであろう。専門家は私からみれば灯台のようなものである。しかし灯台もと暗しということもある。といて私は何も故意に奇を好むものでもないし、好んで灯台もとをさぐろうなどは思っていない。ただ私は学究者として、定説ありといわれている事柄についても、あえて一步退いて白紙の立場からこれを考えてみるつもりである。それが笑うべき迂遠の路であっても、もう一度自分で確かめたいのである。

それで私の問題の所在を具体的に一応明示すれば次のようなことである。

- 一、幕末における国民生活の矛盾と改革運動
 1. 農民生活の破綻——一揆の性格と意義
 2. 商業資本家の活動と幕藩体制の動揺
- 二、幕末における国際勢力の影響と幕藩体制の崩壊
 1. 洋学および洋学者の社会的地位
 2. 尊皇、攘夷、開国の思想的葛藤と絶対主義政權への進展
- 三、明治維新は果して日本の近代化の第一歩であったか

(註) Ranke: Über die Epochen der neueren Geschichtsschreibung, s. Einleitung, Ulrich Steiner Verlag.

本 論

一 幕末における国民生活の矛盾と改革運動

1. 農民生活の破綻——一揆の性格と意義

二百有余年におたる徳川封建制下における農民の生活は一体どんな風であったろうか。わが国の歴史ばかりでなく、外国の歴史においても、同じ家系のものがこのような長い施政を何の支障なしに行いえた例は他にない。とはいえ必ずいつのときか内部的矛盾を生じ、その政權

に破綻をきたしている。いわんやそれが武力によって、招かれざる支配者として為政の地位についた者は、みな武力ないし外面的の暴力によって滅ぼされてきた。徳川幕府としてその例にもれるものではなかった。しかしなぜそれが倒されねばならなくなったのであろうか。そこには諸々の原因が互に入りまじって簡単には説明しえない複雑な事情があるであろう。しかし私はまづ農民たちの生活の実態に眼をつけたいと思う。私がまづ何よりも最初にここに眼をつけたのは、崩壊し顛覆したのは幕府という為政者側のものであるけれども、為政者というものは大たいにおいて直接に生活の糧をみづからの手で作り出す人たちではなくして、むしろその直接の生産者である農民たちの生産物によって日々の生活を送っている人たちであって、幕府の生存も、結局はこの生活の底辺を基礎づけている農民に依存し、従ってその崩壊、顛覆というものも、究極のところこの農民と幕府の關係に何か無理が生じ、そこにキレツを生ずるにいたったことの結果としてあるものと考えられるからである。むかし支那では、水をよく治める者がよく国を治めることができる、といわれたというが、それは洪水に悩まされる農民に対する為政者としての根本的の務めを象徴的に表明していると思う。農民と為政者、この關係はおそらく国の政治というものの成立しうるための最も根底的の關係であろうし、また他の諸階層も、この關係の周辺にあって、それに接續してこそその生存を維持しうるであろう。では為政者と農民との關係はどのようなものであったろうか。そして、その關係の周辺にあつまる諸階層と農民、為政者との關係はどのようなものであったのであろうか。

農は納なり。檢地によって成立した江戸時代の新しい村は、名主や土豪を中心とした中世の村とちがって、年貢のかかる高請地の所持権をみとめられた小農を主体として構成されていた。かれらは一般には本百姓とよばれ、土地についたものであり、その所持権は大名の領有権よりむしろ安定していたといえるかもしれない。つまり大名には「国替え」によってほとんど一方的に將軍の命令でいままでの所領を他の領地に替えられるという不安がつきまとっていたからである。この「国替え」は、幕府の大名統制の一つの有力な手段であったといえよう。この「国替え」によって、それまで土地と農民を直接支配してきた大名の権力が將軍の全國統治権のうちに吸収され、大名は將軍の土地を分けてもらって年貢をとるだけのものにすぎなくなった。また「改易」とか「公取(土地)」とかいうような間の形式があつて、身分を落したり、家禄や屋敷を没収するという武士に対する罰が

あった。こうした大名たちの不安からくれば、彼ら農民は子孫にいたるまでその土地を利用することができたし、農民相互の間でも、その権利を主張することができたのであるから、土地の所持権ということについては大名の領有権より安定していたわけである。しかしそれには但し書きがついていることに注意しなければならない。そしてこの但し書きこそ、彼らの生活を実質の上で束縛し、彼らを困窮の底へ陥入れたものであった。すなわちそれは、「年貢さえすまし候へば」（慶安の御触書）という但し書きである。ところがこの「年貢さえすませば」ということが並大抵のことではなかったのである。

幕府諸藩に共通した年貢取立の方針は、東照宮上意として伝えられる「郷村百姓共をば、死ぬ様に生ぬ様にと合点致し収納申付る様」（落穂集）にこのことばに端的に示されている。つまりこのところの意向は、農民の自給的な暮らしにやっと足りるだけの食糧と必需品とを残して、他は全部取り上げてしまえということである。こんな方針でやられれば、凶作の年などは小農が餓死するのも当然であったと思う。「農は国の基なり」として封建社会の基幹産業である農業と農民とが尊重されたようであるけれども、それは、武士の支配的地位を支える農民からの収取を維持するために、農業生産力の破壊をくいとめることが是非とも必要だったからであった。それは決して、農民を人間として尊重し、その生活と福祉とを向上させようという意味で、農民が尊重されたわけではなかった。だからして、農民は、四民の序列の上では工商の上位におかれながらも、実は農は納なりで、年貢をつくる道具扱いとしかされなかったのである。(註)

(註) 「江戸時代」北島正元著、昭和33年、岩波書店、
「村と町的生活」の項参照。

幕藩体制のもとで、いかに農民が苦しみにあえいでいたかを具体的な例によって説明しよう。

間引の禁(註)

明和四亥年十月十五日

出生之子取扱之儀御触書

(若年寄水野忠見)

水野彦岐守殿御渡

百姓共大勢子供有之候ハ出生之子を産所に而直ニ殺候
国柄も有之段相聞不仁之至ニ候、以来右躰之儀無之様
村役人ハ勿論百姓共も相互ニ心を附可申候、常陸下総
辺ニ而者別而右之取沙汰有之由、若外より相頭ニお
てハ可為曲事者也

十月

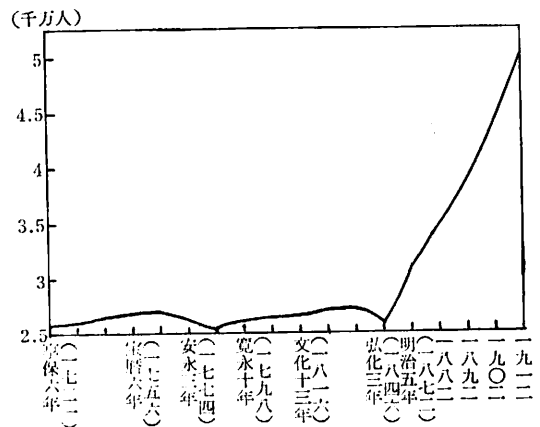
右之通可被相触候

(註) 教令類纂・条令 徳川禁令考第5帙44巻所収。
「史料による日本の歩み」近世篇昭和33年版吉川
弘文館刊、138頁。

徳川後半期においては、前にはあまり一般的ではなかった間引が著しい現象となっている。とくに農村においてそうであった。九州においては徳川中期すでに間引が行われたというが、後半期になるとそれは全国的に一般化してきた。ことに辺境においてその風甚しいのは、文化の低さということもあるが、やはり根本的には生活の貧困に因るものであった。上に示した「間引の禁」は、こうした風習を禁止し、農産の人的資源を確保するための禁令であった。

こうした間引のためだけではないが、それが重要な原因となって当時(享保—弘化)の人口(第1表参照)は極めて停滞的であり、場所によっては絶対数において減少したこともあった。(註1) このような人口の停滞減少は支配者階級にとってもその経済的基礎を危くするものであったから、幕府も諸藩もそれを禁止し、また種々出産育児の奨励保護を計ったのであった。しかしそれにもかかわらず徳川後半期の人口は、前期における人口が総体的に速かに増殖したのに反して、極めて停滞的であり、享保以後明治初年の間において、概算2千8百万ないし3千万人の間を上下しているといわれるのは、飢餓疫病もさることながら、最も大きな原因はこの間引にあると認められている。(註2)

第一表 江戸時代の人口と明治時代の人口
(北島正元「江戸時代」岩波新書147頁より)



この間引と並んで、幕藩の圧政に苦しんだ百姓たちの消極的反抗の一つの手段として、百姓の離村・逃亡をあ

げることができる。

農民移動の禁止^(註3)

土民仕置条々

- 一 百姓年貢其外万訴訟として所をあげ、欠落仕もの之宿を致間敷候、若於相背は、穿鑿之土、可行曲事事
- 一 地頭、代官仕置悪候て、百姓堪忍難成と存候ハハ、年貢致皆済、其上は所を立退、近郷に成共居住可仕、未進無之候ハハ、地頭、代官構有間敷事
(中略)

寛永廿年三月十一日

これも幕府の法令であるが、江戸幕府のひらかれた慶長8年2月からいくらかたない3月27日に出された法令では、「御料并私領百姓之事、其代官領主依有非分、所を立退候付てハ、たとひ其主より相届候ととも、狼不可返付事」となっていて、領主側に非分のある場合には百姓が移動することを認め、その場合に年貢の未進があれば、近隣村の租税率によって奉行所が調停して決済するというのであって、領主側に不法な課税などのないようにすることを主眼としていた。しかるにここではそれとちがって、百姓が年貢皆納前に移動することを堅く禁じている。しかし幕府では、領主側に非分のある時には、そしてその百姓が年貢を完全に納めてしまっている時にはその移動を認めている。

しかし原則として禁止された離村も、高率の年貢負担(五公五民、六公四民、七公三民などあり)に加えて、たびかさなる天災飢饉のため、貧農はますます増加し、その貧乏の度はいよいよその極に達するにいたったため、その禁令のききめはなかった。土地を手放した農民のなかには、その土地を棄てて一家をあげて離村するものすら出た。またそれほどでなくとも二男や三男が生活手段を求めて離村し、あるいは貧農の子女が売られて離村するというような場合も少なかった。そしてこうした人々を吸収したのが江戸や大阪その他の諸都市であって、ある者は武家・町人の奉公人になり、ある者は小商人や職人、日雇労働者などになった。その結果は農村の人口はますます減少の一途をたどることになり、田地は荒廃していくばかりであった。(末尾の資料 1.2.3. を参照)

百姓一揆の性格と意義

間引や離村が、農民窮乏の最大の原因であった支配者層の封建的誅求に対する間接的・消極的抵抗であったとすれば、いわゆる百姓一揆はその直接的積極的抵抗であったといえよう。

第二表は、徳川幕府の開かれた慶長8年(1603年)から大政奉還の行われた慶応3年(1867年)にいたる265年間に起った、10年毎にまとめた百姓一揆の概表であるが、これを見ると約1240件もの一揆が起ったことが知られる。その後の調査によってこのほかにもいくつかの実例が発見追加されているようであるが、ともかくこの表をみてこの期間内にはいくつかのピークがあること、つまり徳川後半期においてとくに目立った時期をみれば、享保、天明、天保という三つの波があるのが認められるであろう。

これら一揆の形態には種々あるわけだが、要するに根本的には封建的搾取に対する反抗であり、凶作、飢饉、あるいは専売制、弊制の紊乱、地方役人や村役人の不正その他民政の失策等を契機として起ったものであった。このような農村の不況、不作の影響は、やがて江戸や大阪などで生活している下層民の生活の危機となって現われた。農村における一揆とともに、ここでは飢饉のため生活に苦しんだ庶民が暴徒と化し、金持の家に集団で押しかけ金や品物を奪うという事件が頻繁に起った。享保17(1732)年には、近畿以西が大凶作のためたちまち米価が昂騰して、18年正月には、江戸にはじめて窮民の打こわしが起った。その後飢饉に見舞われる毎にこうした暴挙が起ったわけであるが、何といても一番ひどかったのは天明3年の大飢饉とそれにつながる米騒動であった。「卯歳のききん」として後世長く古老の語り草となったこの大飢饉は数年つづき、しかも全国的な規模をとったが、とくに生産力の低い東北地方が中心であった。無慮数十万にのぼる餓死者と飢饉につきものの伝染病の死者を出し、死人の肉はおろか、生きたものどうしが殺し合って食べるという、まさにこの世ながらの地獄図絵をくりひろげたのであった。以下に最もひどかった奥羽飢饉の記録をあげておこう。

天明三年卯春奥州・羽州大に飢饉して人相食に至れり。其頃京都にて南部津軽の困窮のさたおびただしと聞へて、人人聞知れる事なり。予が奥州に入りしは午年(天明6年)の春なれば、もはや国豊かに食もたるべく思ひしに、卯年飢饉京都にて聞しに百倍の事にして、人民大方其時餓死し尽して、南部津軽の誠に目もあてられぬ事どもなり。出先羽国秋田を過て東北の方に入事数十里許なりしに路傍に人の鬻骸或は手の骨足の骨等あり。皆いと白がれたり、異やうなる物見るも不祥なりとて、顔をそむけて通り過へるに、一里々々進み行くほどに枯骨多く、朝の間は五つ見し、ひるすぎて(中略)津軽の入口、錠が関といふ所は町中に温

第二表 十年毎百姓一揆年表

十年間	畿内	東海道	東山道(上)	東山道(下)	北陸道	山陰道	山陽道	南海道	西海道(上)	西海道(下)	北海道	不詳	計
1603													
12	2	2		5	2		1	3					15
22	1	5	4	2	3	2		3	1				21
32				5	2			2					9
42	1	3	2	8						2			16
52		1	2	1	2	1		1					8
62		3	2	4		1		1	1				12
72		3	5	1	2	1	1	3	3	1		1	21
82		6	7	7		2	3	1	1				27
92		1	6	1	2	1	1	2	3				17
1702			3	1	2	4	3		3	1		2	19
12	1	4	2	1	7		8	3		1		2	29
22		1	6	4	3	8	12	1	4	2		1	42
32		2	4	7	5	6	4	2	4	3			37
42	2	3	2	4	3	9	4	6	3	2			38
52		5	5	12	4	3	6	6	11	1			53
62	2	1	8	10	8	4	4	9	2	2		1	51
72	1	4	11	6	10	3	6	3	2	2		1	51
82	2	3	12	3	7	7	3	2	3		1	1	40
92	6	11	16	11	15	9	13	15	4	4	1	1	106
1802		4	6	18	3	3	2	4	2	4			48
12		3	2	6	11	3	3	4	19	4			55
22	2	4	7	11	17	7	2	7	1	2			60
32	1	7	7	13	16	5	15	11		2			77
42	7	16	13	25	18	2	15	11	2	8			117
52		2	8	9	3	2	3	1	4	6			38
62	2	6	11	16	12	8	2	7	2	2	1		69
67年代	6	8	8	10	8	6	5	7	6	3			67
年次不明	4	20	17	6	12	7	8	12	4	6		1	97
計	40	128	176	207	177	100	123	128	82	63	5	11	1,240

(黒正巖氏、百姓一揆概観及年表、経済史研究17の3より)

泉もあり……此処に一宿せしかば亭主に此所のあれたる事を尋ぬるに亭主いふ、此所は三百軒の所なるが、大かた餓死して人の活残たる畑のたつ家は今纔に八十軒にして、其中に男子は多く死して、今は活残るは大かた女ばかりなり、男女配合してみるに、男一人に女四人半にあたるといふ」。(註4)

こんな状態だったからして大都市の米価も当然暴騰し、天明7(1787)年に江戸の小売相場は、いつもなら銭100文に1升も買えたのが、3合ないし4合に激減した。

天明3(1783)年大阪を皮切りに勃発した米騒動は、7年に江戸、8年に京都とつづき、さらにその前後数年にわたり全国の主な都市でつづきつづきにくりひろげられた。とくに江戸の打ちこわしは、市中を4日間無政府状態におとしめ、江戸開港以来の大事件といわれた。幕府の収入も、天明2年は納米6万石、納金約1万両の赤字を出していたのが、翌3年の大飢饉の年には、納米6万石、納金約30万両の赤字となったということである。(註5)

ところで一般に一揆に対する幕府の方針は徳川初期か

ら「禁庄」ということであったが、そのやり方にはいろいろあった。たとえば寛保元年には一揆参加を防止した村役人に対して苗字帯刀の特権と褒賞金を与えるなど褒賞制度を設けたり、明和7年には訴人密告制を採用し、高札をもって徒党・強訴・逃亡の訴人には銀百枚と場合により苗字帯刀を許すこととし、一旦同類になっても首謀者の名を密告したときには罪を許した上に褒賞を与えるなどの規定を設けたりした。また安永6(1777)年には、飛騨・信濃の一揆における首謀者が多数極刑に処せられた実例を示すことによって一揆を防止しようとするなど(註1)幕府はもちろん、諸藩もこれにならなっているところとその対策に苦慮したものであった。

百姓一揆の多くは支配者の苛斂・誅求にたえかねての蜂起という事情が一般的であって、したがってたとえその範囲が広く、規模において大であっても、大体において一時的であり、自然発生的であり、その永続性に欠けるところがみられる。またそれがたとえ爆発的であっても、多くは農村の地域性・孤立性の故に、互に横の連絡は少なく、統一性に欠けていたのが実際であった。だからしてその当座の目的を一応達した場合でも、それが彼らの生活の向上へはつながらず、結局はいつも支配者側の鎮圧のためにやぶれ去る仕儀とはなつたのである。したがって徳川後半期に激増してみられるようになった百姓一揆や打こわしが、何か一定の革命理念に支配され指導されているのでもなければ、いわんや討幕を意識した行動とみるのは飛躍であるといわねばならないであろう。ただし私は、この「農民生活の破綻」の一章をまづ最初にここに記したのは、それが幕藩体制の動揺、亀裂を端的に示している問題であると思うからである。

百姓一揆も、天保期をすぎて幕末期に入るところになると次第にそれは階級闘争的な性格をおびてくるようになった。それはなぜかといえば、一揆が単なる支配者への反抗から、商業資本や寄生地主制に結びついた支配階級への反抗となり、しかも農民の反抗層、中小農から貧農を含む広汎の農民が、自分たちと同じ苦境に陥入った都市の下層民と一しょになって、よしんばそれが突発的なものであったにせよ、かかる農民と下層市民との結合の形で支配者に対する抵抗が示されるようになったとき、その闘争は彼らを蔽う封建的権威の暗雲をはらい、その社会組織の変革を意図せんとする性格をおびてくるのである。ここにおいて私は次節において商業資本がいかに彼ら農民の生活に変化を及ぼしたか、また農民に対してばかりでなく、それが幕藩体制にいかなる作用を及ぼし

たか、そして商人、農民、武士、この三者のからみ合い、とくに幕末におけるそれによって醸し出された社会状態というものが、やがて来るべき明治維新の形式と性格に対し、いかなる規定性をもったか、これらの問題を考えていくことにする。

- (註1) 松平定信は、『^{うしろのこゝろ}下人言』において、「天明午のとし(六年)諸國人別改られしに、まへえとし(安永九年)よりは諸國にて百四十万減じぬ」と述べ、さらに「この減じたる人みな死うせしにはあらず、只帳外となり、又は出家・山伏となり又は無宿となり、又は江戸へ出て人別にもいらずさまよひありく徒とは成りにける、七年の間に百四十万人の減じたるは、紀綱くづれしがかく計り之わざわひと成り侍るてふ事は、何ともおそろしともいふもおろかなり」といっている(岩波文庫114頁)。
- (註2) 関山道太郎『近世日本人口の研究』第5章以下参照。
- (註3) 御当家各条巻23 近世法制史料叢書第2巻参照。「史料による日本の歩み」近世篇昭和33年版吉川弘文館、89頁。
- (註4) 橋南翁「東遊記」。「史料による日本の歩み」近世篇、吉川弘文館、昭和33年版、233頁-4頁。
- (註5) 「江戸時代」北島正元著、岩波新書、昭和33年版、175頁参照。
- (註6) 「百姓一揆論」(新日本史講座)、北島正元著参照。

2. 商業資本家の活動と幕藩体制の動揺

近世封建社会は、その主な経済的基礎を土地経済の上におくものであったが、一方、その成立のはじめからすでに貨幣経済の上にもその基礎を置いていた。すなわち、幕府が早くから貨幣の統一(註1)を確保したことは、幕府の中央集権の基礎をなしていたのであるが、幕府や諸藩、いってみれば武家たちの生活、財政というものを支えるためには、農民たちの貢租を金に換えるための商業が介在しなければならなかった。そしてこの武家たちの消費生活、財政を維持するために、農民から得た貢租を商品化するための商業を中心にして各種の問屋商人が急速に発展していった。またこうした商人たちの活動は交通や運輸施設の整備とともに、江戸・大阪を中心にはほとんど全国に及んだのである。

こうした商業発展の渦中にまき込まれたのはひとり武家のみではなく、農民もまたそうであった。つまり、農業生産力の発展の結果生じた剰余生産物が商品化されるわけであるが、それがやがて商業的農業、たとえば絹、綿織物、その他煙草、漆など、さらには野菜などの副食物にいたる商業的作物の生産をうながすようになると、

農村の生活はいやでも商品経済の支配をうけないわけにはいかなかった。

この商品・貨幣経済の農村への侵入という現象はとくに元禄・享保期において著しくみられるようになり、場所的にいえば、都市に近い村とか交通上の要地、新田開発地、蔬菜園芸などを行う地方、つまり商業的作物を作る地方などにみられた現象である。例を江戸近郊にとるならば、^(註2) 近郊武蔵野の諸村は、中期以後、練馬大根をはじめ、多くの蔬菜を栽培していたが、そのうち例えば江戸の南方里半の大井村では、農民以外に医師・道心・比丘尼・花屋・替女・髪結・紺屋・船持・質屋・茶水商・かつぎ商(酢・醤油・油・菓子)・肴仲買・農具鍛冶・湯屋・豆腐屋など多数の職業が存在していた。それは要するに、自給自足を建前とした農家経済が、貨幣を手に入れ、貨幣でもって購入する経済に移っていたことを示すものであり、またそれは同時に当時の学者によれば「百姓の奢り」とされるところの、「生活の向上」の故である。例えば享保期の幕府の地方役人であった田中丘隅は、その著「民間省要」において、^(註3) 「三十四五年以前迄は、田舎の髪結上るに、一度宛村中を廻り、月代は名主・年寄の類の公用を勤る者等、一月に式度宛刺て、其外は皆月に一度づゝならではそらざりし、もとゆひは藤半紙を切てより、くるくると腰にさして村中を結あるき」といい、また、「田舎にて人に知られたる百姓・名主・年寄に至る迄、娘をやるに、つゞら一荷を馬につけ、もうせんに絹の紫ふとん、衣類も上着一つにてとりやり相済み、送り迎も馬にてせしゆへ、金子五両三兩にて相済み、十両も入る婚礼は人の目を驚かしたるに、いつしか彼の兼帯の百姓・物仕の類、有徳成者より段々と事至りては、のり物と成、つゞらの外、長持・たんす・皿鉢・重箱・椀・かぐの類、一切の諸道具に至る迄、御歴々の御祝言にひとしく、其物入貧き百姓共に至る迄、分に応じて莫大なり」としているのは、よく農村における商品経済侵入の事実を物語っているであろう。

こうした商品貨幣経済の浸透のいきおいは、地方によって程度の差こそあるが、時代の流れいくとともに深く広くなり、文化年間になると、「他国の産物を買求め、太織・機留を始め、分限の程の考もなく、或は絹縮緬をも着用したし、帷子も奈良・近江・越後縮など高料なる品を用ひ、或は縮縮緬の羽織を着し、帯は厚板織・緞子・博多織などいへる流行の品を調べ、或は羅紗・狸々緋・金襴・金馬皮などの懐中物、腰さげ多葉粉入金銀の金物を付け、銀のきせるなど持ち云々」といったような工合になり、農村は生産・消費両面において商品経済の渦

中に巻き込まれていった。そしてこの過程のなかで同じ農村に階層的分化が現れてき、富裕な農民は商人化したり高利貸となったり、あるいはまた小さな工業主となったりしたわけであるが、その反面貧農はますます貧しくなり、年貢を満足に納めることなど到底及びもつかないといった状態で、彼らの多くは土地を手放して小作人になつたり、流浪の民となって都市に入っていったりしたものである。

幕府はこのような農民の商人化を手をこまねいて見ていたわけでは勿論なかった。享保7年寅11月の「百姓新規家作并新規商売停止其外之儀御書付」^(資料4) 寛永20年3月の「田畑永代売禁令」^(資料5) 寛文13年6月に issuanceされた「田畑細分の制限令」^(資料6) など、諸々の幕令を発したにもかかわらず、享保年間に前述のような状態が現われたというのも、畢竟、商品・貨幣経済の農村侵入の結果であり、またそれは必然的にすでに述べたような貢租の苛重と相俟って、農民がその土地を担保とする金融を必要とするようになり、さらにその結果として一方において手放された土地を吸取った地主族^(註4)の発達をみ、他方において土地を失った零細農民の離散、小作人化を現象せしめるにいたった。

さて武家であるが、武家というものは農民のように田畑を耕して食物を得ることもせず、商人のように商品を商うこともしない。いわば全くの消費階級である。

そもそも幕領および幕政の組織、機構が確立されたのは大体において寛永から元禄までの間であろう。またそれに従って各藩の藩主の領主権が一応安定したのも大体寛文から延宝にかけてのことであった。領主の家臣である武士は、一応土地を知行するという形をとってはいるが、実際は知行権は大名の領主権のなかに吸収されており、その代りに米・金を俸禄として与えられた。戦国時代のように武士はすべて土地と農民を直接支配し年貢を収納していたころと異り、徳川時代では武士はいわゆる知行取りとしていわば一介のサラリーマンとなったわけである。幕府や諸藩は、その直属の部下たちを養わなければならない。そしてその財政は土地経済の上に成立っている。すでに軍事的必要のなくなった武士たちの生活を、彼ら主人たるものは維持してやらねばならない。しかしすでに説明したように元禄のころともなると、江戸・大阪を中心として地方の諸都市が勃興し、全国的な商品流通の盛になるにつれて武士の浪費的支出はいよいよ苦しくなり、それはやがて藩主の財政をおびやかす、ひいては幕府の財政をもおびやかすにいたったわけである。これがため幕府はたびたび貨幣の改鑄を行ってその

財政難を救おうとした。たとえば、元禄8年8月7日の「金銀吹直之儀御触書」、享保10年10月の「大判之儀古来之位=吹直之事」、さらには天文元年の金銀貨改悪のいわゆる文字金銀の鑄造、文政3年の新銀錢の鑄造、天保6年の天保通宝、同じく天保8年の五兩判一分判の鑄造など、このうち享保金銀の改鑄を除けば、すべて改悪であって、その目的は幕府財政の困難を補うためであり、また米価調節のためであったが、結果は逆の効果をあらわし、いつも物価騰貴を惹き起したものである。

このことは武士の生活にとって大きな打撃となり、彼らの収入源が先祖以来主君から支給される知行・俸禄として固定しているにもかかわらず、次第にその支出を膨脹させる一方となり、その収支は次第に破綻の一途を辿るにいたった。

一例を当時の御家人にとってみると、^(註5) 中の上位に位する御家人でその収入が米30俵(金にして10兩)、及び3人扶持の場合、拝領地の貸料2兩を合せたものが総収入である。6人家族で食糧分が3人扶持(1人扶持は大よそ1日5合の計算である)及び米15俵、勤め向の雑費が1兩、残り6兩ではその他万端の雑費が足りない。しかしこれに蔵宿(賃料)からの借財があるから、そこに米15俵を差引かれると、到底生活はなりたたなくなるわけで、自然内職に頼らなくてはならない。このような状態では、質素儉約の余地もないどころか、父母への孝養も、奉公すらもおぼつかないというわけである。そんなわけだからして、養子として御家人株を売るといようなことがしばしばあった。その場合、急を要しない養子(現在養子)の相場は高百石につき50兩、急を要する養子(急養子)のそれは高百石につき7~80兩から百兩位までであったらしい。^(資料8) いまもいったように、武士の経済的窮乏はその奉公にも支障をきたすにいたった。彼らは主君から一定の収入を受けているといったが、時としては「借知」といって逆に減少していることすらあった。これは支配者である藩主がその家臣に支給する知行・俸禄の一部を献上させ、借上げることである。この方法は徳川中期以降各藩が行ったことで幕府自身は行っていない。しかしこうした「借知」が諸藩でたえず行われていたわけで、その結果として、当時既に諸侯の家臣本禄を給はる者なく、半知以上の借揚げに遇って、主を恨むること怨敵の如く、といわれたのはいささか誇張であるとしても、彼ら藩士の経済的貧窮がやがて主従関係のひびわれを生ぜしめていったことは想像されるであろう。

勿論こうした武士の生活の窮乏、そしてそれから結果

される頽廃は、江戸をはじめとして商品経済の発展の著しい都市において、それもことに下級武士においてみられたことで、地方とくに辺地におけるほどその程度は低かったことはいうまでもないであろう。そしてこのようにして武士の経済的貧困は、当然の結果として彼らの武士としての沽券を傷つけ、みづからの指導階級としての矜りと自信を失わせ、やがては彼らをそうした状態に追いこんだ社会や政治に対する不平不満を生ぜしめたことも想像に難くないところであろう。そしてそれがやがて、幕末維新时期における変革思想の背景となり下地となりえたと考えるのは飛躍した見方であるだろうか。こういったからといって私はなにもそうした窮乏に対する不平不満がただちにそのまま倒幕とか攘夷とかいう思想や運動につながったというのではない。ただこのような武士社会の矛盾が正面に出てきて、それが全国的な問題にまでひろがったとき、しかもそれに加えて外的な国際的諸事件が実際に起って幕府の政治のあり方に大きな転換を迫るようになって、そこに一つの変革思想が生れると、こうした武家社会に対する武士を含めた国民諸層の政府に対する批判なり動きというものがある。このような社会内の実情をふまえて発展していった、と私はみる。

(註1) 江戸幕府は従来の永楽銭と鋳銭との南用を止め、慶長13年(1608)永楽銭の通用を禁止、金1兩に鋳銭4貫文とし、習年には同じく金1兩に50銀匁替えとする方針を示した。しかし永楽銭の通用はなかなかやまず、寛文8年(1668)ようやく姿を消した。永楽銭の流通が長くつづいたのは、それが大衆貨幣として農村の商品流通と結びついていたためである。

(註2) 「江戸近郊としての武蔵野」高橋平作(『歴史学研究』7/11)参照。

(註3) 「民間省要」、田中丘陽(『日本経済大典』5, 99頁および105頁)参照。

(註4) 寛永23年の「田畑永代売禁令」のため、表面上、貧農から地主がその土地を買上げることはできないから、買入とか貸借の抵当といった形をとって売買した。早くは元禄——享保頃からおくれては明和——天明の頃、その地方地方によって遅速はあるが、地主が買得、質流れなどによって次第に土地を兼併し、大地主が発生した。

(註5) 大久保仁斉著「富国強兵問答」安政二年——日本経大典第52巻収参照。

二 幕末における国際勢力の影響

1. 洋学および洋学者の社会的地位

すでに述べてきた如く、かの百姓一揆、打こわしなど

にみられる幕政の破局的症状はいよいよ深刻なものとなっていた。それは畢竟それぞれの時代における幕府の為政者たちが、社会の進展の方向を真に見定めることなく、いたづらに「祖法」に帰することをのみ考え、いつまでも封建専制の夢をむさぼろうとした浅慮に由る、まこと無能なる政治の招来したものというべきであろう。西洋学術に対する彼ら為政者の所業にしてまさにそうであった。たとえばかの寛政改革の実行者であった松平定信は、その著「宇下人言」において次のように述べている。

「蛮国は理にくはし。天文地理又は兵器あるは内外科の治療ことに益も少なからず、されどもあるは好奇の媒となり、またはあしき事など云ひ出す。されば禁ずべしとすれば猶やむべからず、況やまた益もあり。さらばその書籍など心なきものの手には多く渡り侍らぬやうにはすべきなり。上庫にをき侍るもしかるべし。されどよむものなければ只虫のすど成るべし、わがかたへかひをけば、世にもちらす御用あるときも忽ち弁すべし。」^(註1)

右に明らかなように、定信は洋学の実学としての利益あるのを認めてはいるが、それはあくまで幕府の利用するところのものであって、これを一般に普及せしめず、これを封建支配を補強するに役立つかぎり利用した。「東洋の道徳、西洋の芸」という佐久間象山の言葉は、封建倫理を主体的立場とする自然科学および応用技術の利用という、幕府管制下の洋学のあり方を典型的に示すものといえよう。

洋学の研究は、幕府の統制のもとにその領域を形而下の学に限定されたが、それにもかかわらず西洋学術の優秀性に対する認識が進むにつれて、その母胎となったヨーロッパの社会制度ないし政教に対する関心がようやく高まるにいたった。しかもこのことは白石が洋学に対して、「ここに知りぬ、彼方の学のごときはただ其形と器とに精しき事を、所謂形而下なるもののみを知りて、形而上なるものはいまだあづかり聞かず」(西洋紀聞)といった認識の限界をはるかに超えたことを示しているであろう。

将軍家光の寛永16年(1639)にポルトガル船来航の禁止、いわゆる鎖国令(資料9)がしかれて以来、重ねての耶蘇教の禁令(寛永16年、寛文4年)、洋書輸入の禁止(貞享2年・1685)を経て、享保5年(1720)将軍吉宗によって禁書令が解かれるまでおよそ80年間直接西欧の学術文化に接する機会をもちえなかった。そのため、洋学は輸入を許可された世界理書、その他、自然科学書や、蘭人

との対話を通じて、学び得た断片的知識を基礎に、観念的なヨーロッパ像を描き出すとともに、これに封建社会を対比させるという、封建批判論の形で展開された。^(註2)

市井の思想家司馬江漢(元文3年—文政元年・1738年—1818年)は、すでにヨーロッパ社会の特質に社会保障制度のあるを指摘し、フランスにおける「貧院」、「幼院」、「病院」の設けられていることを挙げ、さらにかかる諸制度の根底にある平等的人間観に注目していた。すなわち、

「彼国ノ学ハ天文ニ本キ、孝貞忠信人倫ノ道ヲ専ラニシテ、貴トハ諸侯ヲ云、卑キトハ農夫商工ナリ、然ニ天ヨリ是ヲ定ムレハ、同シ人ナリ、禽獸魚虫ニ非ス、貴人庶人ニ向テ曰、汝モ吾モ一物ニシテ、惟貴ノ上ニ在ト、卑ノ下ニ在トニシテ、何ゾヤ天道ヲ懼ルニ異ナラン。」(『和蘭天説』中井宗太郎「司馬江漢」参照)

といて、ヨーロッパでは人間の平等は天道であって、王侯庶民の身分的差別は相対的のものにすぎない、と説いた。これは明らかに朱子学的窮理の立場(資料10)に対して不信を表明したものとみてよいであろう。

江漢とともに、洋学摂取によって封建社会に対する批判的立場を示したものとして注目すべきは、大阪商人の子として生れた山片蟠桃(寛延元年—文政4年・1748—1821)であろう。

彼の所説は非常に広範囲にわたっており、儒学の倫理と西洋の科学知識を結びつけた合理主義から、日本の古代史や記紀の開闢説や仏教の須弥山説等、伝統的世界観・社会観を排撃して合理的解釈を加え、また復古神道や仏教を攻撃し、朱子学の鬼神論を否定した。彼の所説は根底に西欧科学の肯定があり、一種唯物論的傾向をもち、経済論でも、領主・武家・僧侶の整理、商業資本ないし奢侈的工商の整理など独自の所論を展開した。^(註3)

もともと蘭学の精神には、日本の封建社会の思考・精神と相容れないものがあつたことはすでに新井白石の認めることであつたし、前述までの江漢の思想などに充分そのことあるをうかがい知ることができるであろう。したがって蘭学が、沼田氏のいうように、^(註4)「官民的」と「庶民的(趣味的)」との二様の形態をとって発展したとみるにしても、ともかくその研究の過程において、次第に封建的なものに対して批判的なものを産んできたことは否定しえない。これはとくに庶民的色彩のつよい人においてみられることである。たとえば儒教仏教の伝統的宇宙観に対する地動説の主張をはじめ、伝統的な思考・習俗に対する諷刺・嘲笑においてみられるであろう。^(註5)

しかしながら、洋学の発展がやがて封建体制を支える朱子学の「上下定分の理」を否定し、現存社会の身分制度の批判へ進み、ついには幕政そのものを否定する思想へ発展することを憂えた為政者は、蘭学をあくまで純然たる技術として幕府の統制下に置き、もしその枠を超えるような高説にいたるときは、ただちに弾圧を加えるようになった。^(註1) 林子平の処罰もこの蘭学統制につながりをもつといえよう。また天保9年、高野長英が「夢物語」を、渡辺華山が「憤機論」を現わし、ともに幕府の鎖国政策、そして直接には文政8年以來の異国船打払令(資料11)を批判し、そのため二人とも処罰されたという、天保10年の所謂蛮社の獄(資料12)も、蘭学の政治的影響力を抑圧せんとする幕政の一端を示したものである。

かくして平賀源内、司馬江漢、山片蟻桃等にすでにみた封建的教学に対する批判が、ついに華山、長英、そしてさらには佐久間象山にいたる開国貿易論の強調となり、新しい国づくりへの思想的変革をもたらした一つの遠因となりえたと考えるならば、日本の文明史上に果した洋学の意義たるや測り知れないものがある。

(註1) 「史料による日本の歩み」吉川弘文館刊、昭和33年版、248頁参照。

(註2) 「洋学史研究序説」佐藤昌介著、岩波書店、昭和39年版、第3章参照。

(註3) 高橋慎一「洋学論」三笠書房、昭和14年版、140頁—145頁参照。

(註4) 沼田次郎「洋学伝来の歴史」至文堂、昭和35年、第10章参照。

(註5) 高橋慎一「洋学論」三笠書房、昭和14年、123頁—154頁。

(註6) 佐藤昌介「洋学史研究序説」第1篇第4章「洋学の権力隷属化に関する一考察」参照。

2. 尊皇、攘夷、開国の思想的葛藤と絶対主義政権の確立

さて、幕府の崩壊、そして王政復古の政治的変革を促進した直接の原因は、一般に、尊皇攘夷論の沸騰、そしてそれに対する幕府の無能無策にあるといわれているが、その原因をあれこれ探ってみれば決して一、二のものをもって数えられるべきでなく、またその由って来るところの原因も、遠く、すでに幕府樹立後間もない頃にまで溯及することができるであろう。すなわち、幕府の基礎は、三代將軍家光にいたって、対内的には確立したとみられるが、対外的には、その鎖国政策が果して至当であったかどうか、これは史家その他学者の間で多くの問題を残している。少くとも、じわじわと押寄せてくる

近代資本主義の波浪に、いかに東海の島国とはいえそうそういつまでも無関心でいることは許されなくなってきた。しかも国内的にも、そういつまでも東照権現様の遺徳の権威にすがり通していることもできなかった。儉約令、数度にわたる貨幣改鋳にみる幕府の諸改革は、大地に響む農民の心を、その生活の声を無視するかの如く、現実から浮き上がったものになっていた。ことに世界的資本主義の漸進と、洋学の発展にともなう近代科学の急激な進歩とは、暁の嵐のように封建の夢をみだしたのである。武士の貧困の増大、商人および商業資本の発展、そして農民の一揆・打こわし等、これらの要素が混然一体となって日本の国中にひろがっていった現状打破の声、こうした国内不安の高まりつつあった状態にあるとき、まるで申し合せたような黒船来航という歴史の演出の効果はもののみごとくあらわれた。

嘉永6年6月3日に米国使節ペリリが、軍艦4隻をもって浦賀に来航、国書(資料13)を呈し交易をもとめてきたわけだが、このペリリ来航のころのわが国民の心情はどうであつたらうか。これをこころみに佐久間長敬の日記(嘉永6年6月10日の条)にみるならば、^(註1)

(上略)

当時幕府の内情に、ないもの尽し。

一、御規則を破りたくない。二、御威光を墜したくない。三、老中に外国人と応接する者が無い。四、軍備が足りない。五、外国との戦をする勇気がない。六、御体裁を失ひたくない。七、老中の決心が付ない。江戸市中に於ては一部のものは奇利を博せんとて、鷹の眼で飛び廻り、一部の者は町役人の制止をも肯かず、逃支度をなし、家の内にすくみ込んで亀の甲を気取れり。

俄かに景気付きたるは馬具・具足師・刀研ぎ・人夫を請け負ふ人宿。

左官は土蔵の目塗りに忙しきこと、目のまはる程なり。

車力・駕籠舁・舟宿は立退のため、雇ひ上げ借り切りにて、想ひまうけぬ銭儲け。

近在へ人を走らせて農家の座敷を借り、立退先きに宛てる為め、農家の座敷代日増しにせり上げ、米、其の外食料は何品に限らずたゞ騰る一方にて、中には品切となりたるもあり。

閑となりしは、芝居・見世物・興行もの・寄せ場・料理茶屋・遊廓・遊覧人、

質屋は土蔵ふさぎの具足・刀剣・武器類は羽織に生へ、売れ口あり、入質ありて出質はなし。古着屋は、

売人ありて買人なし。見世先は火事具・陣羽織を以て飾りしなり。

三味線をひかずに江戸はからさわぎ

また、この時の狂句に

よく来たなアメリカさまとそつといひ

大体こんな状態を示していたとみられる。開国ということについては各方面から反対があったわけであるが(勿論賛成者もある)、例えばペルリ来航に関して松平大膳大夫に宛てた毛利慶親の上書(嘉永6年8月29日)をみても、^(註2)「此度亜墨利加へ通商被差免候は、其他の諸夷よりも同様相願、終に日本之国力通商之為に相衰候様成行可申哉」として開国通商は国力を衰亡せしめる基になるといい、さらにつづけて「日本は、弘安度其外夷え対し武威を示し、国勢益熾昌に相成候儀も有之、旁願之趣夷賊共之心胆を打挫き候程にも堅く御断被仰聞、防禦之御手当嚴重に被仰付、後年外夷之覬覦相絶候様被仰付候方、却て万全之御策には有之間敷哉と奉存候」として和親交易のことはかたく断るのが万全の策であると述べている。これをもてわかるように、攘夷を唱える根拠といえは全く主観的な状態判断にもとづくものにすぎなかった。当時の為政者並びにそれと同じ側にある人たちは、一体和親交易をもとめてきた欧米諸国の外交政策の真意をいかに解したであろうか。世界の情勢をいかに客観的に判断したのであろうか。欧米の資本主義攻勢がいかに対置すべきかの方策も、またその方策をして実あらしめる国内態勢の整備も、徳川三百年の鎖国のうちに、みづからの安泰にのみ汲々としてきた幕府当局においては能うはずもなかったであろう。

開国に踏み切った井伊直弼の決断もいまして高く評価せられるものありとしても、来航使節の背後にある武力をおそれて、やむをえずとった手段であって、決して世界の知識をふまえて導かれたものではなかった。ころみに、嘉永6年8月29日の井伊直弼の上書をみても、^(註3)「外寇に可敵対之軍艦無之、唯今にも八丈嶋大嶋其外独立之嶋々足掛りに乗取候時は、其儘に難差置候得共、兵艦なくては追討の術計何分無心許奉存候」といって外敵を撃滅するに足るだけの武力のないことをなげき、ここはまづアメリカの希望を入れて、寄港する船舶に石炭・食料および水などを与えるのが至当であるとし、その間大いにわが国としては軍備を充実することこそ「皇国安体に可有之哉」との判断に達したわけである。

当時列国はあげてその外交政策の基本原則に自由貿易主義をもってし、イギリス、アメリカなどの資本主義国

家は、彼らの市場としての中国に迫るためどうしても日本をその寄港地として欲しかった。このことは、西から中国に向うイギリスに対して、東から中国に向わんとするアメリカにとって、その極東貿易の成否をかけた重大事であった。またこれよりさき文化元年(1804)8月6日、ロシアの使節レザノフが、將軍宛ての皇帝アレクサンドル一世の親書をもって長崎に来、交易をまとめて以来、わが国北方に頻々と露船が来航したが、文化8年のゴロウエン事件ののちはロシアの態度は消極化し、その南進もおさまった。しかしともかく、ロシアの南下はしばらくおくとしても、イギリスやアメリカの中国市場への進展、またかれらの捕鯨船の活躍など、各国それぞれに日本の開国を必要としてわれに迫ってきていたのである。しかも彼らはその背後に強大な武力をもっていたことは、当時の日本の実状からして、その開国を時間の問題たらしめたといえよう。

こうした列国の来航に刺激され、あるいはまた幕藩政治の財政的・内政的腐敗、それに対する幕府の無策、これら諸条件が重なって、尊皇であれ、攘夷であれ、はたまた開国であれ、そのいづれもが、現状打破の盲目的信念にかられ、結局は自己ならびに自己の生活する領域、階層の保全のために唱えられた感がある。

たとえば、漢学者、儒者の言を否定する開港論者の佐久間象山にして、「近年西洋発明する所許多の學術は要するに皆実理にして、ただ夫て吾が聖學を資くるに足る、而るに儒者概ね皆凡庸夫にして窮理を知らず、視て別物となす、啻に好まざるのみならず、動もすれば之を寇讐に比す(象山全集第2巻)」と考えていたが、ここに「実理」とはいわば実際の技術論ということの意味しているであろう。そして実際の技術学として「吾が聖学(陽明学)」の補助たりうると考えているのであろう。西洋學術の真髓をここにみるならば、彼があえて藩主への意見書において、^(註4)鎖国を捨てて彼の国に学び富国強兵の実をあげるこそわが国を外敵から防ぐ最善の途であることを進言したのも当然であったろう。象山にして西洋學術を単に技術の学としてのみ捉え、かれらの合理精神の實際を洞察しなかつたのはいかがであろうか。彼の開国論もその本質において、武を以て武をしのがんとする攘夷論となら異なる所なしとするのはいきすぎであろうか。また「夢物語」において幕府の異国船打払令を非難し、幕府に追われる身となって不幸自刃した高野長英の開国思想と、彼を所謂した井伊直弼の洋学撰取の態度、開港の態度との間には、本質的に相通ずるものがあつたのではないだろうか。為政者と一洋学者と

いう立場の相異が、あのような悲劇を生んだのかもしれないが、歴史のつくられゆく過程の、神ならぬ身の知りえざる悲劇の一断面をみせられたような気がする。

開国論者においてみてきた如く、私は尊皇攘夷論者も、ひとしく自己ならびに自己と同じ生活的境位にあるものの保全を目的としていたように思われる。尊皇攘夷運動の精神的社会的由来は、「尊皇」にあったのではなく「攘夷」にあったことは、さきの毛利慶親の上書においてうかがいしれるところである。彼ら攘夷を主張するものは、列強資本主義の圧力を、文字どおり全国的な危機としてではなく、全封建支配階級の危機としてうけとめ、それだけ封建イデオロギーをもっとも純粋に昇華させた「攘夷」こそがこの運動の発端であったといえよう。

日本が開国すれば、貧賤な「愚民」や「義も道」もわきまえない識者、さらには幕府「貪婪の吏」までが夷狄にさらわれてしまうという絶望状態に陥ると攘夷派は考えた。だからして彼らは、この立場から国民救済の道を説いた。かれらに共通した愚民観と農民闘争への恐怖感、これと裏がえしの国民救済策は、吉田松陰の、「噫、夫れ京坂・江戸は天下の所謂三都会なり。彼已に商館を起し已に重員を置かば、豈に其れ拱黙して為すことなからんや。吾を以て之を度るに、我が邦には乞丐甚だ衆し、彼必ず貧院を起さん。棄兒甚だ衆し、彼必ず幼院を設けん。痲瘋残疾、貧賤にして治療する能はざる者甚だ衆し、彼必ず施薬院を造らん。是れ下手の一着にして已に愚民の心を結ぶに足る。之に次いで字を識り文を作るの徒を募り、博物材技の流を雇はん。ここに於てか利を知りて義を知らず書を知りて道を知らざるの人、翕然附同し、蟻衆して蠅集せん。而して幕内内貪婪の吏、其の心夷狄の得る所となるや已に久し」(「松陰全集」5、95頁)という思想にもっとも典型的に表現されているであろう。

かれらが、最初は改革派雄藩の政治的進出とその「海内一和」=公武合体・雄藩連合、つまり全封建支配階級を結集することに、開国において予感された絶望の危機からの唯一の活路を期待したのも当然かもしれない。そしてかれらは、この絶望的な危機意識をかすかにつなぎとめる精神的支柱を、農民などの無産者一般にはではなく、観念的世界の最高の伝統的封建的権威を朝廷にもとめたのであった。

だからして尊攘派は、危機の深まりゆくにしたがい、ますます「国体」を鼓吹したし、たとえば藤田東湖のように、^(註) 蘭学者流を、「嗚呼是れ惟に皇家の罪人たるの

みならず、亦幕府の罪人なり、抑々亦周孔の罪人なり」などといって、ありとあらゆる封建儒教的名分で「国体」を強調したのである。この水戸学系の尊攘思想は、いわば武士階級の改革派のイデオロギーとして牽及したのであったが、地方の郷村社会を地盤として、たとえば庄屋・豪農といった人々の間に普及したのが国学の思想にもとづく尊皇論であった。ことに本居宜長の思想には、武家ももと民間から出たもので、天皇の下においては武家も庶民も変りはなく、すべてひとしく天皇の民だという意味の考えが含まれている。これは地方の有力者や有識者たちの多く支持するところとなった。

このように、「黒船」に象徴される欧米列強の近代的軍事力の圧迫のもとに行われた開国と、資本主義生産の抗しがたい力におされて開始された欧米貿易との衝撃から生み出された攘夷論は、まことに素朴ではあるが国家主義、そして絶対主義政権確立への方向を内にもっていたのである。

- (註1) 「史料による日本の歩み」近代篇、吉川弘文館、14頁。
 (註2) 「史料による日本の歩み」近代篇、吉川弘文館、18頁参照。
 (註3) 「史料による日本の歩み」近代篇、14頁—16頁参照。
 (註4) 「史料による日本の歩み」近代篇、17頁。
 (註5) 藤田東湖「弘道館記述義」岩波文庫、117頁参照。

三 明治維新は果して日本の近代化の第一歩であったか

明治維新は、直接的には徳川幕府の崩壊、大政の奉還によって成就されたのであるが、そこで私はいままでの考察の跡をかえりみながら、併せて明治政府の機構およびその政治について考えるとき、果して日本は近代化の第一歩を踏んだのであろうかとあらためて考えなおさざるをえない。

日本の近代化を判定する場合、私はその第一の条件、最も根本的の条件として、福沢諭吉の、西洋の物質文明をとりいれるのは難しいがその精神を自分のものにするにはさらに難しい、しかしこれを自分のものにしなくては真の文明を生むことはできないとする精神態度が、いかに国民全般に滲透していたかをとりたいと思う。

かつて幕府が洋学を摂取したときの目的にしても、また井伊大老の開港論にしても、みな西欧の物質文明の摂取に集中された。この点、明治政府は、西洋の近代的な

政治組織をはじめ、法律制度、経済機構、そしてさらに教育思想および制度まで学びとろうとしたことは大いなる進歩といわねばならない。

しかし政府上層部における構機制度の西歐的近代化が、果して徳川封建制の残滓をぬぐい去ったであろうか。たとえば身分制度の問題はどうであろうか。また農村の生活向上ははたしてみられたであろうか。農業技術、農業経営の近代化はなされたのであろうか。商工業の領域では大企業がその技術面、経営面において近代化を誇り得ても、中小企業の実態はどうであろうか。また個人についてみれば、国民は封建的な「家」から解放されたであろうか。国家は個人をその僕としなかっただろうか。支配階級は天皇制国家＝国体を基調として、封建的家族制度の温存をはかったのではなかったか。かれらはそのために教育を統制しはしなかったか。こうした問題が実際に明治政府において未解決に残されていたとすれば、一体何をもって維新というべきであるか。維新というに足るは形式の上での変革にすぎなかったのであろうか。たしかに封建的身分制度を廃し、四民平等をうたったことは一大事件であったにちがいない。しかし天皇を頂点として皇族、華族、士族、平民の序列はついききごろまで生きていたのである。

前節において尊攘討幕派が「国体」を強調し、天皇親政を前に押しだしたことに言及したが、幕末から維新にかけて天皇は何をされたであろうか。天皇と国民との結びつきは、おそらく一種の宗教的関係においてのみ見出されるのではないだろうか。なぜなら天皇と国民の関係は、国民と伊勢神宮の関係を介して成立しているからである。ここで詳説する余猶はないが、天皇の政治が、古代的政治の「祭事」のかたちで行われたことが、日本における天皇の位置というものをよく示していると思う。文久3年に、攘夷実現の段階に入るや、勅使を神武天皇と神功皇后の山陵におくって、礼拝をかさねているが、征服の神に攘夷をいのるという方式の中に、宗教化されない神道のすがたがあり、政治と接近した神道のあり方が理解されるのではないか。神と人との未分離。この関係が、明治憲法において天皇の地位を、「天皇は神聖にして侵すべからず」(第1章天皇第3条)に規定せしめたといえないであろうか。

天皇は、さきに述べたように、国民の信仰的として(それはお伊勢参りに象徴されている)絶対性をもっている。明治政府は、かかる絶対性をもつ天皇をたくみに自己の利益のために利用したてはなかったろうか。明治政府は、国民の統合支配のためには、かつての將軍以上

に権威あるものとして天皇の地位を明文化し、従来藩主と藩士、領主と領民の間を結んだ従属意識をそのまま維新後にも持ち込んだのであった。幕府に対する庶民の「お上」意識は、そのまま御一新をむかえても改まることがなかった、否改めさせようとはしなかった。これがやがて官尊民卑の風潮をうんだのである。

国民が国民自身の意志と力によって行動せんとするとき、もしそこに権力による抑圧が加えられ、それに屈従するようであれば、そこには国民はないといわねばならない。またそこには一個の人間として自己に生きる姿はみられない。もしかりに日本の近代化ということが、人間の自覚的行動と思惟との発展の意味をも含むとすれば、日本の近代化を促すもの、阻むもの、それは当然この自覚的思惟と行動に関するものでなければならぬであろう。(完)

(資料)

1. 逃亡の禁止

被仰出御法式

(中略)

- 一 村々百姓逐電無之様に、五人組同組れん判年々改可申付候、其上にてもし走り人有之におひて、親類并連判の者として尋出すへし、次に走り百姓科人の宿をいたし、荷物以下馳走り仕候もの、并送り申者於有之は、為過怠、任先例、米一石、同其村中百姓家一軒に付米壹升ツ、可出事、
- 一 走人科人有之時、跡之田畠之不荒様に、本村五人組として当家根付精を入、作立令春法年貢を済し、二ケ年めよりは前々に不易ほどの百姓を入有付可申候、その造作料本村えた村、但し割符の義郡奉行見計ひに可申付、入作の地も可準え、走百姓の本村に有之縁者親類并五人組、右造作の外に過怠として家一軒に付米一升つつ此外其村に惣百姓とも右之半分つつ出し可申事

(中略)

寛永十九年九月九日

池田出羽守
伊木長門守
池田河内守

2. 逃亡百姓の追求

所々御境目欠落者之御仕置

- 一 所々御境目ニ而欠落者相捕候ハ、報礼金一人ニ式切ツ、主人方与可相出、十才内ハ可相除候、并欠落之持尻等兼而如御定可被下之、取逃之諸式ハ其主人方へ相返候(下略)
- 一 欠落人捕置候逗留中はたご代一人一泊ニ代百文ツ、主人可相出、(下略)
- 一 欠落者召捕注進之手間代一人一口百文ツ、主人方

より為相出可右同前事
天和二年十月十一日

3. 逃散百姓帰村奨励

とちくほ村御年貢以下に迷惑仕、所をたちのき候、此米之儀者、田地は作取諸役之儀も申付間敷候間、早々かへり可申付候、并に未進分も用捨可申候間、其如申可有候、以上

三月廿五日

とちくほ村 石原九郎左衛門
百姓中 井口善八

(以上は「史料による日本の歩み」近世篇、89頁、90頁による)

4. 百姓新規家作并新規商売停止其外之儀御書付覚

一 諸國在々百姓、有来家居之外ニ自今新規ニ家作致すへからず、一家之内ニ子孫兄弟多或ハ病身之者有之候而同居難成子細有之ものハ一屋敷之内ニ小屋を作り、或者差懸ケに致す儀ハ格別たるへき事

一 百姓田畑配分定之之事、高ハ拾石、反別ハ壹町歩より内所持のものハ割分へからず、前々より拾石之内田地持ものハ配分御制禁たりといへとも、近来密々、猥ニ相分ケ候由相聞候、自今拾石壹町歩之外ニ余分を配分すへし、此定より少し残すへからず、是より内所持之ものは配分御停止ニ候間、厄介人有之ものハ同所にて耕作之働仕為致渡世、又者相応之奉公ニ可差出事

一 村中新規入作之者出来候節ハ入作高に應し、本高百姓入作之百姓無差別高次第諸役割可相勤事

一 山林野原之類新規割合有之時ハ、是又高次第ニ入作百姓にも可割渡事

右入作高ニケ条定りたる事たりといへ共、百姓相對を以極置候処、其品々区々ニ而不宜候間、自今書面之通ニ而急度可相守候

但、前々より入作相對にて極置候儀ハ只今迄之通たるへし

一 惣而百姓農業を粗略ニ致し、商売事に懸り候儀、可為停止候、但年久敷商売事仕来候ものハ、其通りニ而自今新規ニ商売之事不可致、耕作専一ニ可入情事

但、山方ニ而材木・炭・薪等、海辺ニ而漁獮等致し、右之品々ハ新規ニ商売之事可為格別事、右々々堅可相守、此旨若違背之輩あらハ可為曲事者也

享保七年寅十一月

[御勝手方御定書・地方凡例録7]

(徳川禁令考卷44・日本林制史資料・江戸幕府法令編)

5. 田畑永代売禁令

一 身上能百姓は田畑を買取、弥宜成、身体不成者は田毎令沽却、猶々身上不可成之間、向後田畑売買

可為停止事

田畑永代売御仕置

一 売主牢舎之上追放、本人死候時ハ、子同罪

一 買主過意牢、本人死候時ハ子同罪

但買候田畑は売主之御代官又ハ地頭に取上之

一 証人過意牢、本人死候時ハ、子に構なし

一 質ニ取候者、作り取りにして質に置候ものより年貢相動候得ハ、永代売同前之御仕置、但頼納質といふ

右之通田畑永代売停止之旨被仰出候

(徳川禁令考卷43)

6. 田畑細分の制限令

名主百姓、各田畑持候大積、名主二十石以上、百姓十石以上、夫より内持候ものは、石高猥に分申間敷旨被仰渡奉畏候、親背候は、何様事曲事にも可被仰付事
(日本財政經濟史料卷2)

7. 蔵宿。札差のことであるが、彼らは旗本御家人の代理として、旗本御家人が幕府から支給される切米・扶持米はもちろん役料足高などにいたるまでを受取るとともに、その売却をも引受け、そのための手数料を取っていたが、同時にこの米を担保として旗本御家人相手に金融を営んでいた。彼らは旗本御家人の生活難につけてんで高利を貪り、いわばその生殺与奪の権をにぎっていた。その人員も享保9年には109人、延享4年96人、安永7年96人、文政元年96人、嘉永4年101人と変動したが、これは要するにつねに仲間を一定して利益を独占していたわけである。

8. 御旗本小身之者実子無之養子致候節は、先祖以来之家を譲り候得は、人跡第一相撰可申候、當時之流弊ニ而、土産金高並与歟名付、現在養子は高百石に付金五拾兩、急養子は高百石に付七八十兩より百兩迄ニ而相談取極候由、全く輕き御家人扱之株之売買同様ニ御座候

(嘉永六年六月 小普請組井上三郎右衛門上書、幕末外国關係文書之一)

9. 鎖国令

太田備中守御前被召出御用之覚書被渡下所謂

条々

一 日本國被成御制禁候切支丹宗門之儀、乍存其趣弘彼宗之者、今ニ密々指渡之事

一 宗門之族結徒党企邪儀、則御誅罰之事

一 伴天連同宗旨之者、かくれ居所に彼國よりつけ屈物送りあたふる事

右因茲自今以後かれうた渡海之儀、被停止之畢、此上若差渡ニおいては被却其船、并乘来者速可被処斬罪之旨、所被仰出也、仍執達如件

寛永十六年卯七月五日

对馬守(阿部重次) 豊後守(阿部忠秋)

伊豆守(松平信綱) 加賀守(堀田正盛)
 讃岐守(酒井忠勝) 大炊頭(土井利勝)
 掃部頭(井伊直孝)

がれうたは Galeota, Galliot で、荷物船をいい、ポルトガル船をさす。鎖国は、ポルトガル船の来航を禁ずるという形で完成した。すでにイギリス・イスパニア船は来航していなかったの、オランダが残ることとなった。

10. 朱子学的窮理においては、「君父は乾の道なり、臣子は坤の道なり、男外を治む、猶ほ天のごとし、女内を治む、猶ほ地のごとし、陰なり、君父の尊き、臣子の卑しき、猶ほ天地の位を奠めて乱るべからざるのごとし、然れども上の心下に通じ、下の情上に抒ふ、君臣父子の道相行はれ、上下貴賤の義相接はり、陰陽内外の理相協ふ、是れ天道上に行はれて人倫下に明かなる所以なり。」(林羅山文集、巻30『地天泰解』原文は漢文)とされて、ここに封建的身分制度が肯定されていた。これからすれば、江漢が、ヨーロッパの実証的な「窮理」によって、「天ヨリ是ヲ定ムレハ同シ人ナリ」と断定したことは、かかる身分制度および、その思想的根源である儒教的窮理に対して不信を交わしたものと解することができるであろう。

11. 異国船打払令(文政8年2月)

「一体いきりすに不限、南蛮・西洋之儀は、御制禁邪教之國ニ候間、以来何れ之浦方においても異国船乗寄候を見請候は、其所に有合人夫を以有無に不及一箇に打払、逃延候は、追船に不及、其處に差置、若押而上陸いたし候は、擲取又は打留候而も不苦候」(日本全史7近世II沼田次郎著、319頁)

12. 蛮社の獄 蛮社とは、もと「蛮学社中」の約語であって、蛮学＝西洋學術を修めるものの仲間を意味する普通名詞にすぎない。しかるに、長英がその受難記に「蛮社遭厄小記」という題名をつけ、あるいはその中で「蛮学社中」とか「蛮学者流」などの名辭を用いたため、後世史家がこれらによって、弾圧された長英およびその同志を「蛮社」と呼び、またかれらの弾圧をもって「蛮社の獄」と称するようになったものである。

要するに通説では弾圧された華山や長英らが、特定の名称をもつ党派ないし結社をつくっていたかのように説いているが、それは誤りであって、彼らは無名の集りであった。(佐藤昌介「洋学史研究序説」145頁)

13. アメリカ大統領フィルモアの書翰(ペルリ持参)

(1852年11月13日付)

(上略) 北亞墨利加合衆国は、大西洋より大東洋に達するの國にして、就中其「オレゴン」州及びカルホルニアの地は、正に貴國と相對す、我が蒸氣船カルホルニアを発すれば、十八日を経て貴國に對することを

得るなり、我「カルホルニア」の大州は、毎年凡金六千万「ドルラル」銀若干水銀若干寶石若干種及び其他諸種貴重な物件を産す、日本も又豊富肥沃の國にして、幾多貴重物品を出す、貴國の民も又諸般の技芸に長ぜり、予が志、二國の民をして交易を行はしめんと欲す、是を以て日本の利益となし、亦兼て合衆國の利益と為さんことを欲してなり。

貴國従來の制度、支那人及び和蘭人を除くの外は、外部と交易することを禁ずるは、固より予が知る所なり、然れども、世界中時勢の交換に隨ひ、改革の新政行はるゝの時に當ては、其時に隨ひて新律を定むるを智と稱すべし、蓋貴國旧制の法律初めて世上に聞へし時は、今よりこれを見れば、既に甚だ古りたり。此時代に當りて、亞墨利加洲始めて見出され、或はこれを新世界と名づけ、歐羅巴人これに住居せり、此頃にありては、亞墨利加は人民稀少にして、其民皆貧陋なりしが、当今は民口大いに蕃息し、交易亦甚だ弘博となれり、故に殿下若し旧律を改革し、兩國の交易を允準するに於ては、兩國の利益極めて大なること疑なし。

然れども殿下若し外邦の交易を禁停せる古來の定律を全く廃棄するを欲せざるときは、五年或は十年を限りて允準し、以て其利害を察し、若し果して貴國に利なきに於ては、再び旧律を回復して可なり、凡合衆國他邦と盟約を行ふには常に數年を限りて約定す、而して其事便宜なるを知るときは、再び其盟約を尋ぐこととす。

予更に水師提督に命じて、一件の事を殿下に告明せしむ、合衆國の船、毎歲カルホルニアより支那に航するもの甚多し、又鯨鯨の爲め、合衆國人、日本海岸に近づくもの少なからず、而して若し颶風あるときは、貴國の近海にて往々破船に逢ふことあり、若し是等の難に逢ふに方つては、貴國に於て、その難民を撫卹し、其財物を保護し、以て本國より一船を送り、難民を救ひ取るを待たんこと、是予が切に請ふ所なり。予又水師提督「ペルリ」に命じて、次件を殿下に告げしむ、蓋日本國に石炭甚だ多く、又食料多きことは、予が曾て聞知れる所なり、我が國用ふる所の蒸氣船は、其大洋を航するに當て、石炭を費すこと甚多し、而して其石炭を亞墨利加より搬運せんとすれば、其不便知るべし、是を以て予願はくば、我が國の蒸氣船及び其他の諸船、石炭食料及び水を得んが爲に、日本に入ることを許されんことを請ふ、若し其償ひは、銀兩を以てするも、或は貴國の民人好む所の物件を以てするも可なり、請ふ、殿下、貴國の南地に於て、一地を扱ひ、以て我が船の入港を許されんことを、是予が深く願ふ所なり。

右の故を以て、予、今水師提督ペルリに命じ、一隊の軍艦を以て、貴國有名の大府江戸に到らしむ、和親交易石炭食料及び合衆國難民の撫卹は、即其件々なり(下略)

(幕末外国關係文書一)